

昨29日夕刻、保健省は、チュニジア入国時の検疫措置について、健康フォームの変更及びグリーン国からの入国者にもPCR検査の受検を推奨するなど、一部更新を発表しました。また、同日、感染危険度国別分類リストが更新されましたが、日本は引き続きオレンジ（感染危険度中）に分類されています。以下、今回の変更点と併せて、これまで発表された措置をまとめました。

●新たな健康フォームへの入力

既に、出発地の分類に関係なく入国者全員に健康フォームの入力送信が求められておりますが、この度新たな健康フォームが示されました。搭乗前の入力が望ましいとされています。

新健康フォームのリンク先：<https://app.e7mi.tn/travelers>

●グリーンの国からの入国者に対して、PCR検査の陰性証明の持参を推奨

1 入国及び入国前の措置

（１）グリーン（感染危険度低）の国からの入国者

ア 下記リンク先から健康フォームを入力し、データ送信。

<https://app.e7mi.tn/travelers>

イ PCR検査の受検を推奨（出発3日以内）

（２）オレンジ（感染危険度中）の国からの入国者

ア 上記同様、健康フォームを入力送信。

イ PCR検査による陰性証明の提示を義務付け。出発地において、出発の72時間以内が望ましいが、チュニジア到着時間を起点に120時間以内に（出発地で）受検したものでも可。

（３）レッド（感染危険度高）の国からの入国者

ア チュニジア人、その配偶者及び在留外国人を除き入国を認めない。

イ 上記同様、健康フォームを入力送信。

ウ PCR検査による陰性証明の提示を義務付け。出発地において、出発の72時間以内が望ましいが、チュニジア到着時間を起点に120時間以内に（出発地で）受検したものでも可。

2 入国後の措置

（１）グリーン（感染危険度低）の国からの入国者

措置なし。

（２）オレンジの国からの旅行者（ホテル滞在を希望する在留外国人等含む）に対する措置

- ア 空港からホテルまで衛生規則を遵守する観光バスで移動。
- イ ホテル滞在及び観光に関する衛生規則を尊重。
- ウ 団体ツアーにて、衛生規則を遵守の上、博物館、記念碑及び遺跡の観光地への訪問可。
- エ 入国 5～7 日目に P C R 検査（自己負担）を受け、陰性であれば、7 日間の隔離で終了。兆候が見られれば、14 日間の隔離を継続。

（３）オレンジの国からのチュニジア人、その配偶者及び在留外国人に対する措置

- ア 入国 5～7 日目に P C R 検査（自己負担）を受け、陰性であれば、7 日間の隔離で終了。兆候が見られれば、14 日間の隔離を継続（自宅隔離を遵守する旨の誓約書に署名）。

（４）レッドの国から入国するチュニジア人、その配偶者及び在留外国人に対する措置

- ア 7 日間の強制隔離（宿泊費自己負担）、5～7 日目に P C R 検査（無料）を受け、陰性なら自宅で 7 日間の隔離。

３ オレンジ国（中）で P C R 検査の受検が難しい場合の措置

P C R 検査の受検が難しく、陰性証明を持参できない場合、12 歳以下の子供を含む家族（※入国者）全員に、保健省による P C R 検査で陰性が判明する日（最低でも 3 日間）まで（※指定ホテルにおいて）強制隔離（自己負担）、その後、自主隔離を適用。

※隔離（強制＋自主）期間は原則合計 14 日間。ただし、5～7 日目に（2 回目の）P C R 検査（自己負担）を受け、陰性であれば、隔離期間を 1 週間に短縮可。

※出発地空港チェックイン・カウンターで、P C R 検査の陰性証明を提示できない場合、指定ホテルの 3 日間以上の予約票を提示する。

４ 感染危険度国別分類リスト（29 日現在）

（１）グリーンに分類された主な国

仏、独等

（２）オレンジに分類された主な国

U A E、スペイン、ベルギー、中国等

（３）レッドに分類された主な国

カタール、米国等

５ その他

○指定ホテル・リストは、国外のチュニジア大使館、領事館 H P, Facebook 等で公開。

○感染危険度国別分類リストの更新がなされた場合、その翌日から該当措置が適用。

○チュニジア民間航空局は、グリーンの国からレッドの国を経由した場合、チュニジア人、その配偶者、定住外国人及び駐在外交官のみグリーン国からの入国措置を適用するよう指

示している模様ですが、航空会社により対応にばらつきがあるため、レッドの国を経由する場合は直接航空会社に確認するなど特に注意が必要。

これら入国に際しての措置は、新型コロナウイルスの感染状況により、急遽変更される可能性がありますので、引き続き最新の情報にご注意下さい。

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

参考：外務省海外安全 HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

参考：当館 HP 新型コロナウイルス関連情報

https://www.tn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

「たびレジ」変更・解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

令和2年7月30日

在チュニジア日本国大使館

9, Rue Apollo XI, Cite Mahrajene, 1082 Tunis, TUNISIE

電話：+216-71-791-251/ 792-363/ 793-417